

平成25年第6回定例教育委員会

平成25年6月28日(金) 午前10時1分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	委員長	長谷川 清 明	説明員	教育部長	佐藤 哲 司
	委員	相馬 範 子		教育部次長	斉藤 俊 彦
	委員	上野 聡 志		学校教育支援室長	
	委員	郷 早 見			苅谷 正 樹
	教育長	月田 健 二		総務課長	萬 直 樹
				総務課参事	三 富 一 義
				学校教育支援室参事	
					浦田 和 秀
					金子 武 史
					生涯学習課長
			生涯学習課主幹	渡 辺 美 登 里	
			情報図書館長	大 村 勇 二	
			郷土資料館長	小 林 則 幸	
		欠席者	学校教育課長	伊藤 忠 信	
			給食センター長	福井 洋 春	
			対雁調理場長	鈴 木 正 澄	
		記録員	総務課総務係長	近 藤 澄 人	
		傍聴者	1名		

1 報告事項

- (1) 平成25年第2回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 江別市子どもの読書活動推進計画第1期の検証結果及び第2期のスケジュールについて
- (3) 「江別市立小学校及び中学校に設置する特別支援学級の通学付添費の支給に関する規則」で定める支給対象者について
- (4) 江別小学校・江別第三小学校統合校準備委員会の設置について

2 審議事項

平成25年議案第24号

江別市私立幼稚園の就園奨励費に対する補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

平成25年議案第25号

指定管理施設の更新について

3 協議事項

- (1) 第5期江別市スポーツ推進計画の策定にかかる諮問(案)について

4 その他

○次回教育委員会予定案件について

○平成25年第7回定例教育委員会の日程について

佐藤教育部長

江小と三小の統合校は、今年度行う基本設計の中で更衣室を配置することと、休憩場所については共用可能なスペースの活用を検討してまいります。

江別太小、一中の更衣室については男女を区分し配置するよう既に基本設計に盛り込んでいます。

次に、相馬議員さんであります。

中学校における武道・ダンスの指導の充実を図るための実践的な研究について、まず、江別市のダンス履修の実態ですが、全校が現代的なリズムのダンスを選択して取り組んでいます。

次に、指導する教員に対する研修の実態ですが、武道は道教委による研修会に参加しており、特に柔道は活動中のけがが多いことから、安全に配慮した指導が行えるよう、江別柔道連盟のご協力により、市教委が研修会を実施しており、柔道に取り組む中学校の教員が参加しています。

ダンスについては、道教委や石狩教育研修センターが実施する研修会に参加しています。今後も、柔道やダンスの知識や技能の向上のため、研修会等への参加を促してまいります。

次に、教育ボランティアの学校の取り組みの実態、費用弁償についてですが、柔道については、江別柔道連盟から指導者を派遣していただき、授業を実施しています。この指導者への謝金は、北海道教育委員会が支払っています。また、剣道、相撲については、外部指導者はいません。

ダンスについては、昨年度外部の方1名から指導の希望があり、1校の授業にご協力をいただき、学校から謝礼を渡しています。

次に、今後の指導充実に向けての取り組みですが、武道やダンスに限らず、教員は指導力の向上と安全の確保に努める必要があると認識しています。

まずは、各種研修会等への参加を促し、教員の指導力の向上に努めてまいります。特に、柔道は昨年度が必修化の初年度でもあり、道教委主導で外部指導者の派遣を受けており、今年度も同様の対応を道教委に要望してまいります。

ダンスについては、今年度は指導の希望がありますので、この方と協議しながら進めてまいりたいと考えています。学校支援地域本部事業の退職教員等ボランティアや地域の方々の協力を得て、安全確保を含め、指導内容の充実にも努めてまいりたい。

次に、部活動へのスクールバス利用についてですが、部活動は、学校の教育活動の一環として、教育課程との関連が図られるべきものですが、学習指導要領では、生徒の自主的、自発的な参加により行われる課外活動とされており、生徒や教職員の健康と安全を考慮し、保護者の十分な理解を得た上で、取り組まれるべきものと考えています。

学校休業日の部活動にスクールバスを利用することは、運行地域を限定した対応で公平性が確保できるのか、運動系だけでなく文化系も含め、様々な部の活動時間、活動内容に応じた運行が可能なのか、管内他市においても対応していない実情にあり、費用面も含めて多くの課題があることから、非常に難しいと考えています。

次に、学校教育における体罰についてですが、体罰は児童生徒の人権や人格を侵害する違法行為であり、絶対に許されないと認識しています。

まず、部活動における体罰の実態ですが、調査により部活動中の体罰が1件確認され、道教委に報告しています。懲戒処分の有無など、今後の対応は道教委との協議の中で進められることとなります。

なお、この件については、学校が子供たちや保護者への謝罪・事情説明を行うとともに、校長から当該教諭に対し適切な指導方法について、指導・助言を行っています。

次に、文部科学省のガイドラインに対する見解ですが、各学校の運動部活動において適切かつ効果的な指導が展開され、活動が充実するよう指導に望まれる基本的な考え方や留意点を示されたもので、体罰等の許されない指導と考えられるものとしては、記載の六点が示されています。これにより、これまで必ずしも明確ではなかった学校での懲戒として認められる対応と体罰の区別が明確に示されたと受け止めています。今後、ガイドラインに沿って、適切かつ効果的な指導が展開されるよう教育委員会として指導してまいりたいと考えています。

次に、教育現場における体罰の実態についてですが、昨年度は、先ほどの部活動以外には体罰事案は確認されませんでした。

佐藤教育部長	<p>次に、情報提供に対する考え方についてですが、児童生徒や保護者などから教育委員会に、体罰が疑われる事案の情報提供があった場合、まずは事実確認を行います。</p> <p>教育委員会から学校長に情報提供があった旨の連絡を行い、連絡を受けた学校長は、当該教職員や周囲にいた教職員、児童生徒に事実関係の確認を行い、次に学校長等が、当該児童生徒・保護者と面談し、さらに事実の確認、説明等を行います。</p> <p>これら確認結果等については、学校長から教育委員会に報告され、その内容については北海道教育委員会に報告し、以後の対応については道教委と協議の上、対処しています。</p> <p>以下は再質問であります。武道・ダンス等に関する、学校内でのサポート体制・共通理解についてですが、学校では教育課程の編成時におきまして、教育内容やその実施に必要な備品等について教職員が協議をしており、ダンスを含め学校全体の教育内容については、教職員の共通理解が図られていると考えています。</p> <p>次に、ダンス等外部指導者の関係で、教育ボランティアに有償の援助を考えないのかとの再質問ですが、教育委員会が行っている学校支援地域本部は、地域の方々が地域への貢献や自己実現意欲に基づき、無償でご協力いただく制度になっています。</p> <p>しかし、この制度以外のすべてを無償と考えているのではなく、ご協力いただく内容によっては学校判断により謝礼を渡している場合もあります。</p> <p>次に、部活動とスクールバスに関する再質問で、児童生徒や保護者の思いや悩みを理解した上で、申し合わせ事項や学校独自に設定した部活動休養日等を盛り込んだ部活動運営方針などを策定し、教職員・保護者・地域の共通理解を図ることが重要ではないかのご質問です。</p>
長谷川委員長	<p>文部科学省においては、部活動指導の在り方について様々な意見があるため、幅広い検討が必要としており、現時点では、国の方針は示されていないところです。このため、学校休業日を含め部活動の在り方を一律に指導することは難しいところですが、生徒と保護者等の十分な理解を得るため、入部に当たっての事前説明や意見交換の在り方について校長会と協議したいと考えています。</p>
上野委員	<p>次に、体罰関係の再質問で、教職員の指導は的確に行われるべきことについての見解ですが、教育上、必要な場合には、教員が委縮することなく、生徒指導として認められている範囲内で、毅然とした指導を行うことが重要と考えており、校長会等において周知・徹底を図っています。</p>
佐藤教育部長	<p>ただいま報告のありました平成25年第2回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>私の勉強不足ということもあり、武道かダンスのどちらかを選べばいいと思っていたのですが、武道もダンスもやっていると解釈していいですね。</p>
相馬委員	<p>その通りでございまして、ダンスにつきましては創作ダンス、あるいはフォークダンス、それから江別で行っている現代的なリズムのダンス、三つの分野からいずれか一つを選択するという事になっています。以上です。</p> <p>どの職場においても、メンタル的な病に罹った方が非常に増えていると思います。打たれ強くない、打たれ弱いのは今の人たちの傾向かなと思っています。そんな中で、私はいつも言うんですけども、やはり職場内の教職員の癒しの場というものは大変でしょうけれども作っていただいで、癒される時間もないぐらい忙しいと思うんですけども、あるとないとは違うので、是非ともそういう休憩室みたいなものを作っていただきたい。そういうスペースをどんどん教職員の方が活用していただけたらなと思っています。</p>
佐藤教育部長	<p>あと、ダンスの件で、ちょっとお聞きしたいんですけども、全校が現代的なリズムのダンスを選択しているということでしたが、例えば子供たちにリクエストを聞いたりとか、そういうことをした上でリズムダンスに決定しているのですか。</p> <p>確認したわけではありませんが、この三つの分野からどれを選ぶかについて、子供と相談したということはおそらくないと思います。考えられる要素としては、フォークダンスは踊り方がある程度決まっている、方法が決まっている踊りになります。創作ダンスは、複数の生徒による構成があったり、秩序が求められるものです。それに対して、現代的なリズムダンスは、ある程度自由に踊っていいという性質のものなので、少し誤解を招くかもしれませんけれども、比較的取り組みやすいということが初期の段階にお</p>

佐藤教育部長 長谷川委員長 郷委員	<p>いて選ばれた理由ではないかと推察いたします。以上です。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>今の話と同じようなことなんですけれども、武道に関してもダンスに関しても、専門的な指導を要する内容だと思います。指導する先生は、実際足りているのか足りていないのか、どうなのでしょう。</p>
佐藤教育部長	<p>我々は委員さんを含めて、現場を何度も視察しておりますけれども、見る限りでは指導者が不足して、困窮していることはないと思います。ダンスについては、保健体育の教員となるために、大学においては選択ではあっても、ほとんど履修してきているという実情もございますので、まったく基礎的な知識がないという状況とはちょっと違うのではないかと考えております。</p>
郷委員	<p>外部指導者のご協力が得られれば、もちろん学校が必要と考えれば、取り入れていくということが望ましいと思っております。以上です。</p> <p>これからの話なんですけれども、例えば外部指導者の募集を一括して教育委員会で行うという方法などは考えたりしているのですか。</p>
佐藤教育部長	<p>学校支援地域本部事業がそれにあたるとは思います。募集はその中で学校の規模に応じてやっていく、今もやっているという形になります。ただ、希望とのマッチングがとれるかと言うと、必ずしもそうではない。例えば、この事業は無償なものですから、そこでマッチングがとれないということも稀にはございます。以上です。</p>
郷委員	<p>ありがとうございます。</p>
相馬委員	<p>柔道に関してなんですけれども、江別市は独自で江別柔道連盟の方が指導者を派遣しているということですね。確認です。</p>
佐藤教育部長	<p>相当以前の段階で、江別市体育協会が来られた時に、その役員の一が柔道連盟の江別市のトップでもあり、協力の申し出を受けていたところであります。道教委においても、柔道の活動中のけが・事故が多いという国レベルの動きを受けて取り組んでいます。江別においても、独自に取り組みもした。勘違いしているかもしれませんが、確か、道教委の講習も一部、江別の市民体育館を会場として行われ、それにも参加したはず。以上です。</p>
相馬委員	<p>それは非常に心強いことですね。優勝というのはなかなか難しいですが、学校の判断で外部指導者を取り入れるということをして伺いました。あと、先生方のスポーツ保険というものは、各自が保険に入っているから、そういう心配をしなくていいということですかね。</p>
長谷川委員長	<p>もし、明確に答弁できないのであれば、次回までに調べておいてください。それに関連してですが、柔道の中でけがをしたなどの報告は聞いておりませんね。</p>
佐藤教育部長 長谷川委員長 上野委員	<p>そういう大きな事故があったということはありません。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>質問ではありませんが、島田議員さんから出た質問の関係です。メンタルヘルスということで、教育現場の中で、あれも駄目だとかこれも駄目だとなってきています。今、なかなか先生になるという若い人も増えないのではないかと考えています。精神的な疾患は1回罹ると、1年、2年でなかなか治るものではない。毎週の職員会議の中でも、校長なり教頭なりが、悩みはないかとか声を掛け、罹る前の予防策を取るよう心掛けてほしいと思いました。</p>
長谷川委員長	<p>あと、体罰ということで、原則的には体罰は駄目だという部分はあるんですけれども、やはり中には体罰ではなくても、言葉で言っても分からないときは、必要な部分があるのではないかと私は思っています。ただ、あからさまに体罰というものはやはり駄目だと思ってしまうんですけれども、指導する側がほぼ悪いような感じで報道されます。大人と子供と言っても対人間ですから、注意された時の子供の聞く態度で、しっかり注意して、ここは駄目だよと言った時、子供の態度がへらへらしていたら、頭にきて一発、二発でもいきたくなる気持ちも分からないでもない。生徒たちの指導された時の態度について、何らかの形で指導していったほうがいいのではないかと感じました。</p>
月田教育長	<p>教育長、今の件に関して、校長会なり教頭会でどのように周知・徹底しているのか教えてください。</p> <p>この間も、他の教育長と体罰について、いろいろ意見交換をしてきました。まず、どのくらい離れて、生徒指導した方がいいのかというようなところから、校長会等でも言</p>

<p>月田教育長</p>	<p>わなければならないのではないかと考えています。子供とは1.5メートル離れて生徒指導を下さい。足が出て手が出て、まずは届かないところでやりなさいということが必要かと思っています。あまりに近くにいと、手が出ると届きますので問題かなと思っています。</p> <p>ただ、相馬議員さんの再質問にもお答えしたんですけれども、教員が委縮しては絶対駄目だと思います。それこそ駄目なことは絶対駄目なので、生徒指導として認められないことは、やはり毅然として指導するということが必要だと思います。ですから、子供たちの態度なども、そここのところできちんと指導することが必要だと思います。その時に少し離れて指導下さいということで、これから特に徹底していこうと思っています。</p>
<p>相馬委員</p>	<p>相馬議員さんがおっしゃるように先生が委縮するというは、先生に対して失礼かもしれませんが、気の毒だと思います。先生が委縮せざるを得ない状況は多々あると思います。私たちが分からない現場は、大変なんだと思います。ただ、私が子供の頃というのは、拳骨を頂いたんです。逆に、その先生の方が思い出に残って、良い先生だったと思うことがあるんです。時代の変遷と言うか、アナログ時代からデジタル時代になって、私が行っている大学では、至る所にセクハラ、パワハラなどポスターが貼っている。結局、駄目なものは駄目で、そういう時代なんです。だから、体罰はいけないということは、やはり私どもは声を大にして言わなくてはならない。本当に綺麗事みたくなくなってしましますが、やはりそういう時代になってしまったんですね。私たちの時は拳骨が感謝な部分もあったんですが、今は打たれ弱くなってしまっている、それが恨みになったりとか、憎しみに変わったりしています。やはり、私は、体罰はいけないということ声を大にして言っていかななくてはならないと思います。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>もう一ついいでしょうか。先生方が委縮して、子供たちを指導できなくなるということになりますと、その子供たちが大人になった時に、このメンタルヘルスの問題がまた出てくるのかなと思っています。いわゆる打たれ弱いという大人になりまして、ちょっとしたことで、すぐ悩んでしまって、職場に行けないということになる。ですから、大人になるまでの間に、一生懸命やるような時期が必ずないと駄目だなと思います。この間、テレビを観ていたら、日体大の集団行動で、足の皮が剥けてひどくなって、ヘトヘトになるまで頑張っていました。そういうことを経験している人たちは、メンタル的に強いのかなと思います。やはり、人間は一回そういうことを経験しないと駄目なんですよね。これをあまりやりすぎると、とんでもない、骨のない人間になってしまうし、非常に教育は難しいところです。ただ、体罰は駄目だということです。</p>
<p>長谷川委員長</p>	<p>例えば、そういう問題を抱えた子供の担任、あるいは父兄から、強い重圧が掛かってくる。そういうとき、自分だけで抱えないで、同僚の先生などに相談できる体制、そういう風土を作ることが大切だと思います。これは管理者として、校長、教頭の役割だと思いますが、これをしっかりやってもらうことが学校を管理する上で絶対に大事なことです。経験の浅い教師、あるいはベテランの教師もいるわけですから、お互いに見て見ぬふりをするのではなく、何か悩んでいるのかと声を掛けてあげる。あるいはトイレなどで、校長が、最近どうだ、元気ないぞと声を掛けてあげる。これだけでも、全然変わってきます。そういう体制を作っていくことがとても大事なことです。教育長、今後ともよろしくお願いします。それでは、本報告については終了してよろしいですね。</p>
<p>大村情報図書館長</p>	<p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(2)江別市子どもの読書活動推進計画第1期の検証結果及び第2期のスケジュールについての報告を求めます。大村情報図書館長お願いします。</p> <p>それでは、報告事項(2)江別市子どもの読書活動推進計画第1期の検証結果と第2期のスケジュールについて、ご説明申し上げます。</p> <p>資料1ページの第2期江別市子どもの読書活動推進計画の策定についてをご覧ください。</p> <p>初めに教育部情報図書館が所管しております江別市子どもの読書活動推進計画の策定経緯についてご説明いたします。</p> <p>平成13年12月に公布・施行されました子どもの読書活動の推進に関する法律において、市町村に対しては、子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を策定す</p>

大村情報図書
館長

るよう努力義務として定めており、これを受けて当市では、子供たちが自主的に読書活動のできる環境を整備することを目指し、国や北海道の読書活動推進計画を参酌し、平成19年3月に第1期の計画を策定いたしました。

次期計画の基本的な考え方がございますが、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく国の第3次基本計画や北海道の第3次計画、さらには当市の上位計画である江別市総合計画、各種計画等との整合性を図り、江別市の地域性を踏まえた計画として策定いたします。

計画期間でございますが、第1期の計画期間が平成19年度から平成25年度までの7か年となっておりますけれども、第2期の計画は国や北海道の計画期間が5年であることや新しい総合計画との整合を図りやすくするために平成26年度から平成30年度までの5か年とします。

次に策定方法でございますが、本計画に関係する次長職及び課長職で構成する江別市子どもの読書活動推進委員会において、施策・事業等の具体的な取り組みについて意見交換等を行い、計画素案を立案し、さらに子供の読書に関係する団体からの意見聴取やパブリックコメントの市民意見を踏まえ、最終計画案の策定と計画を進めたいと考えております。

次に策定スケジュールでございますが、2ページをご覧ください。今後のスケジュールの概略を申し上げますと、7月から計画骨子案の立案、さらには関係団体との懇談会を開催いたします。10月にはパブリックコメントを実施し、最終計画案を策定の上、平成26年1月には教育委員会において計画案の審議決定をいただきたいと考えております。なお、事務の進捗状況によっては多少変更となる場合がございます。

次に第2期の計画策定に当たり、江別市子どもの読書活動推進委員会において討議を重ね、第1期の成果と課題を検証いたしました。3ページから12ページでございます。

説明に入る前に数字の記入をお願いしたいところがございますので、4ページ上段の成果指標をご覧ください。訪問世帯数の平成24年度の欄が空欄となっておりますが、728世帯となりますので、よろしく願いいたします。

それでは3ページに戻っていただいて、第1期の計画では子供たちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進するために、三つの基本目標を設定いたしました。この基本目標に対する取り組みとして、中ほど1の(1)家庭における子どもの読書活動の推進以下、計画の体系に基づき取り組み状況、成果指標、課題を記載しております。

成果指標ですが、本計画では計画策定時から特に設定しておりませんが、成果と課題の検証に当たって、参考となる成果指標が必要との判断から記載しております。少子高齢化で子供の人口が減少している中、右肩上がりの成果指標とはなっておりませんが、目安としてご参照ください。次期計画では、目標指標の設定について検討してまいりたいと考えております。

それでは、概要を説明させていただきます。基本目標の一つ目の子どもが読書に親しむ機会の提供と充実では、3ページの中ほどから7ページの中ほどにかけて、家庭、学校等、情報図書館、保健センター等それぞれの所管での取り組みを記載しております。課題としては、小中学校と情報図書館では司書の派遣により密接に連携が行われているのに比べ、保育所、保育園、幼稚園等との連携があまり十分ではないことが挙げられます。

次に7ページ中ほどからの基本目標の二つ目、子どもの読書環境の整備・充実では、特に8ページ上段の(2)の学校図書館の整備・充実に関しまして、第1期の計画期間の中で、国の補助金・交付金を活用して学校派遣司書の増員を図った結果、学校図書館の電算化への対応や蔵書整備などの環境整備が予想以上に進みました。課題としては、9ページの下段に記載しましたが、司書教諭等教職員と学校派遣司書の本来的な役割分担はどうあるべきかを含めた望ましい人員体制を検討する必要があります。

次に11ページの基本目標の三つ目、子どもの読書活動に関する理解と普及等では、春の子ども読書の日や子ども読書週間、秋の文字・活字文化の日や読書週間に合わせて、行事を開催したり、ポスターや広報誌等で啓発活動をしております。説明は以上でございます。

長谷川委員長

ただいま報告のありました江別市子どもの読書活動推進計画第1期の検証結果及び第

長谷川委員長	2期のスケジュールについて、質問等がございましたらお受けします。
大村情報図書館長	私からですが、学校に司書を派遣して、学校図書館の環境整備をしています。平成23年の10名から24年については6名となり減っていますが、一通り整備が終わったと理解してよろしいですか。
上野委員	環境整備につきましては、蔵書もそうなんですけれども、データベース化が残り3校となりまして、今年度中に整備が終わる予定です。環境整備が一段落するというので、今回減員になっております。
大村情報図書館長	学校図書館の整備・充実ということで、古くなってきた本や中身がちょっと今に当てはまらない本は廃棄、整理を進めてきたとありますが、そういう本は捨てるというか廃棄してしまうのか。それとも、使えるものは資源回収に出すとか、どういう形で処理しているのですか。
長谷川委員長 郷委員	まず、情報図書館の例から言いますと、百科事典等古くなったものについては内容的に使えない物がございまして、それについては資源回収に出しております。学校図書館でも、今回データベース化に当たりまして、もう二度見られないような古い本が結構あったものですから、平成22年度から24年度にかけまして廃棄いたしました。それも資源回収に出したと聞いております。
大村情報図書館長	ほかはいかがでしょうか。
郷委員	4ページ(2)の学校等における子どもの読書活動の推進で、イトウの幼稚園、保育園での活動のところなんですけれども、これは市内各保育園や幼稚園に推進してくださいということで、何か文章を送って協力してもらっているということなんです。それとも、どこかに頼んで何かデータとかを収集しているのでしょうか。
大村情報図書館長	実際の活動としましては、情報図書館の方から便りということで、児童室だよりというものを毎月配布しております。そして、団体貸出ができるということで、宣伝はしていますけれども、実際に結び付いている所が少なく、月60冊まで借りることができるんですが、今12園ぐらいが団体貸出を利用しています。もう少し、啓発活動をしていかなければならないと考えております。
郷委員	団体貸出のシステムを知らない所が多いということなんです。
大村情報図書館長	広報誌や児童室だより等に載せていますが、結び付かないということで、直接こちらから積極的に働き掛ける必要があるかなと考えております。
郷委員	ありがとうございます。
長谷川委員長	ほかはいかがでしょうか。それでは、本報告については終了してよろしいですか。
浦田学校教育支援室参事	(一同了承) 次に、報告事項(3)江別市立小学校及び中学校に設置する特別支援学級の通学付添費の支給に関する規則で定める支給対象者についての報告を求めます。浦田参事お願いします。 報告事項(3)江別市立小学校及び中学校に設置する特別支援学級の通学付添費の支給に関する規則で定める支給対象者についてご説明いたします。 特別支援学級等に就学する児童生徒に対しては、その経済的負担能力の程度に応じて、就学に必要な所定の経費、例えば、学用品の購入費、給食費、通学費、修学旅行費等でございますが、そのような経費の援助をしております。これは国の補助事業でございます。特別支援教育就学奨励費と言います。これは、就学援助や生活保護費が支給されていれば、そちらが優先されるものですので、就学援助や生活保護費が支給される方は対象にはなりません。 江別市では、これに加え単独事業としてこれら特別支援学級の児童生徒の保護者が通学の付添いをした場合、その必要経費、これを通学付添費と言いますが、その児童生徒の保護者に支給しております。 今回、文部科学省から通知があり、特別支援教育就学奨励費の支給対象者が拡大となりました。具体的には、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童又は生徒、具体的に言いますと、特別支援学校において教育を施す基準となる障がいの程度を抱えた普通学級に通っている児童又は生徒について、その支給対象となりました。 このことから、通学付添費につきましても、この拡大の対象とされた児童生徒の付添いをした場合は、これをその保護者に支給することが適切であることから、同様に支給

浦田学校教育 支援室参事	<p>対象者の拡大を行おうとするものであります。</p> <p>対象者の拡大にかかる江別市の対応等ですが、現時点においては、当市の小中学校の普通学級には、該当するような程度の障がいを抱えた児童生徒は在籍していないことを確認しておりますので、対象者の拡大に伴う影響は現時点ではありません。</p> <p>なお、通学付添費については、市の単独事業であることから、標記規則の中でその支給対象者を定めており、その対象者の拡大を実施するためには規則改正が必要となります。現在、規則改正に向けた準備を進めております。規則改正の実施につきましては、次回以降の教育委員会でご報告させていただきます。以上です。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま報告のありました江別市立小学校及び中学校に設置する特別支援学級の通学付添費の支給に関する規則で定める支給対象者について、質問等がございましたらお受けします。</p>
相馬委員 浦田学校教育 支援室参事	<p>今現在はいないということですよ。</p> <p>はい、そうです。</p>
相馬委員 浦田学校教育 支援室参事	<p>以前はかなり重症な子がいましたよね。</p> <p>私の方で、きちんと確認はしていませんが、今回対象となった児童は説明したとおり、特別支援学校に通う判断となるような障がいの程度の方が普通学級にいた場合です。例えば、知的障がいであれば、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助が必要とする程度のものとか、例えば聴覚障がいであれば、聴力レベルが60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度というものです。かなり重い障がいになってしまうんですけれども、特別支援学級に通っている方はこちらにいらっしゃるんですけれども、普通学級にこの程度の障がいを抱えた方は、現在はいないということです。</p>
長谷川委員長 苅谷学校教育 支援室長	<p>これは、親に経済力がない人に対してのものですからね。</p> <p>特別支援学級、若しくは特別支援学校等につきましては、就学指導委員会という判定する委員会がありまして、各学校から案件として提示して、その中で特別支援学級、特別支援学校、そして通常学級の中で経過を見るとかなどの判定が出ます。転入の際も、転入時に把握できます。今回は、特別支援学校という障がい程度のお子さんが通常学級にいる状態のとき、一定の所得制限等がありますが、こういう制度で対象となりますというものです。現段階で、私どもは把握できますので、その中では現時点では確認されておられません。</p>
相馬委員	<p>お聞きしたいんですけれども、特別支援学校に通うような重度の障がいがある児童が、普通学級で健常児と一緒に1年生から入学して、6年間ずっと頑張ってる例が多いのでしょうか。</p>
佐藤教育部長	<p>ちょっとうまく伝わっていない部分があると思いますので、私からご説明したいと思います。ただいま、参事からご説明した拡大された制度というのは、あくまでもその障がいの程度とかそういうことではなく、普通学級に在籍している児童生徒が対象となるということです。特別支援学級の話をしていないわけではないです。ですから、普通学級においては、そういうお子さんは現状においてはいませんというご説明をしています。</p>
相馬委員	<p>余計なことを聞いたような感じもするんですけれども、ちょっと気になったものですかからお聞きしたんです。</p>
佐藤教育部長	<p>重いという表現でよろしいのか分かりませんが、障がいの程度が重ければ、途中で普通学級になるということは通常は考えにくいです。</p>
苅谷学校教育 支援室長	<p>今、相馬委員さんがお話ししているのは、例えば、小学校に入ったお子さんが、就学指導委員会で特別支援学校相当という判定を受けたけれども、保護者の方とそのお子さんとで、どういう形がいいのかご相談した中で、特別支援学級に入るという状態になって、そのお子さんが6年までいる間に、特別支援学校に変更になったりすることがありますかということよろしいでしょうか。</p>
相馬委員 苅谷学校教育 支援室長	<p>そうなんです。ちょっとそれが気になったものですからお伺いしたんです。</p> <p>私どもと学校が、保護者の方と接触する中で、稀と言うかそんなに多くはありませんが、特別支援学校に行かれたりとか、そういう場合も過去にはあったようにお伺いしております。以上です。</p>
長谷川委員長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p>

上野委員	<p>付添費ということで、現在は改正に向けた準備ということですが、今普通学級に通っている対象者がいないから、まだ発生していないんですけども、仮に発生していた場合、付添いの範囲というのはどの範囲で支給対象になるのですか。</p>
浦田学校教育支援室参事	<p>付添いの範囲につきましては、規則で定めている中では、自宅から通学する学校までの距離が最短経路で1キロメートル以上で、公共交通機関又は自家用車を利用していることを常例としている保護者に対して、支給することになっています。</p>
長谷川委員長	<p>金額につきましては、自家用車利用の場合は、1キロメートル以上2キロメートル未満は1か月で1,500円、2キロメートル以上5キロメートル未満が3,000円、5キロメートル以上10キロメートルが5,000円、10キロメートル以上が7,000円となっています。</p>
金子学校教育支援室参事	<p>ほかはいかがでしょうか。それでは、本報告については終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(4)江別小学校・江別第三小学校統合校準備委員会の設置についての報告を求めます。金子参事お願いします。</p>
長谷川委員長	<p>それでは、報告事項(4)江別小学校・江別第三小学校統合校準備委員会の設置についてご説明いたします。 まず、資料の1ページ目ですが、統合校準備委員会設置要綱を掲載しております。平成23年度から24年度にかけて開催された統合委員会の議論を踏まえ、25年2月に、第三小学校側に早期に統合校を建設することを定めた実施計画が策定されたことから、開校に向けた協議を進めるために6月10日、新たに設置されたものです。 委員会の所掌事項は、第2条のとおり、統合校の校名、校章、校歌に関する事、施設・設備に関する事、通学路の安全対策に関する事、学校の運営に関する事などであり、委員の任期は第4条のとおり2年間とし、その後の再任又は欠員補充等により、統合校の開校まで継続するものです。</p>
長谷川委員長	<p>次に3ページをお開きください。統合校準備委員会の委員については、両校の校長・教頭で4名、両校のPTAから6名、自治会代表としては、校区全体から4つの自治会に、さらに学識経験者として、社会教育委員の会議の副委員長に委嘱をしており、教育部長を含めて、合計すると16名の構成になります。 第1回の委員会は6月10日に開催され、委員長には江別小学校父母の会会長が、副委員長には江別第三小学校父母の会会長がそれぞれ選出されました。 また、昨日6月27日には第2回が開催され、今年度の基本設計に向けた施設の在り方についての検討を行っているところです。今後は、おおむね1か月に1回程度開催していき、各検討事項への意見をいただいでいく予定です。</p>
萬総務課長	<p>ただいま報告のありました江別小学校・江別第三小学校統合校準備委員会の設置について、質問等がございましたらお受けします。 (なし) それでは、本報告については終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 平成25年議案第24号江別市私立幼稚園の就園奨励費に対する補助金交付規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。萬総務課長お願いします。</p>
萬総務課長	<p>それでは、議案第24号江別市私立幼稚園の就園奨励費に対する補助金交付規則の一部を改正する規則の制定についてをご説明いたします。 この規則は、幼児教育の振興を目的として、私立幼稚園の設置者が保育料及び入園料を減免した場合に補助金を交付する制度として、必要な事項を定めているものであります。 交付する補助金額につきましては、文部科学省が幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき定める国庫補助限度額に準じまして、所得階層区分や就園する子供の数などに応じて規定しています。 配布しております議案は1ページから16ページまでありますが、1ページは改正理由などを、2ページから10ページは一部改正規則の本文、11ページから18ページまでが新旧対照表、最後19ページは参考資料として、増減比較表を添付しております。 初めに1ページをご覧ください。本件規則の改正理由であります、文部科学省が定</p>

萬総務課長	<p>める国庫補助限度額の平成25年度にかかる改正内容が石狩教育局を通じて、5月21日付けで通知されましたので、その改正に準じ当市教育委員会規則の改正を行うものがあります。改正内容につきましては、資料11ページ以降の新旧対照表で説明をさせていただきます。</p> <p>資料11ページをご覧ください。アンダーライン部分が改正箇所でございます。まず、11ページの改正部分は、字句の修正であります。</p> <p>次に12ページ、13ページをご覧ください。別表第1の改正ですが、その内容は三つの要素がございますので、一点目が階層区分の市民税所得割課税額の一部変更、二点目が階層区分ごとの補助額の増額、三点目が階層区分の追加、三点に分けて説明いたします。</p> <p>まず、階層区分の市民税所得割課税額の一部変更についてですが、改正前の階層、改正後の区分の欄ですけれども、所得割非課税世帯の下二つの区分について、基準とする課税額を、改正前は金額を固定して定めていましたが、改正後は子供の数等に応じて、それぞれ記載のような算定方法で求めるように改正します。この改正の理由は、国によりますと税制改正により昨年度から年少扶養控除が廃止された結果、個人住民税の増額となりましたが、昨年までのように子供2人世帯をモデルとして基準額を固定すると、子供3人以上いる世帯では補助基準が厳しくなるという課題がございました。今回の改正により、税制改正の影響をできるだけ少なくし、子供が多い世帯の負担を軽減しようとするものであります。</p> <p>次に、階層区分ごとの補助額の増額についてですが、これは国の補助限度額の改正に合わせて増額するものであります。</p> <p>各区分の補助額について、年額何円以内と規定する額を、それぞれ記載のとりの額に改正いたします。改正の理由は、国によりますと保護者負担の軽減を図るためということでございます。</p> <p>次に、階層区分の追加についてですが、資料13ページの上記区分以外の世帯という区分がございしますが、これが今回追加される区分であります。</p> <p>この区分は、所得制限を設けない区分であります。すなわち、同時に子供を3人以上就園している世帯の3人目以降の園児については、所得制限を撤廃し、補助対象を拡大するものであります。改正理由は、国によりますと多子世帯の保護者負担の軽減を拡充するためでございます。</p> <p>次に14ページ、15ページをご覧ください。別表第2の改正でございますが、階層区分の市民税所得割課税額の一部変更、階層区分ごとの補助額の増額についての改正でございます。改正の趣旨は別表第1の改正と同様であります。</p> <p>次に16ページから18ページまででございますが、申請などに使用する様式の改正であります。</p> <p>最後に19ページには、昨年度改正前と今年度改正後の階層区分を便宜上対比させて作成した増減比較表を添付しておりますのでご参照願います。</p>
長谷川委員長	<p>なお、この規則は公布の日から施行し、改正後の規定は平成25年4月1日から適用するものであります。以上です。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、平成25年議案第24号江別市私立幼稚園の就園奨励費に対する補助金交付規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
岩淵生涯学習課長	<p>次に、平成25年議案第25号指定管理施設の更新についての説明を求めます。岩淵生涯学習課長お願いします。</p> <p>生涯学習課が所管しております指定管理施設の更新について、ご説明いたします。</p> <p>今期の指定管理の期間は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までとなっております。今年度末で4年間の指定期間が終了することから、平成26年度からの指定管理者を募集いたします。</p> <p>募集する施設は、社会教育施設では、コミュニティセンター、中央公民館、野幌公民館、大麻公民館、市民文化ホールです。</p>

岩淵生涯学習課長	<p>屋内体育施設では、市民体育館、大麻体育館、青年センター、東野幌体育館、屋外体育施設では、あけぼのパークゴルフ場、森林キャンプ場です。</p> <p>現指定管理者名、公募・非公募の区分、指定期間は記載のとおりであります。</p> <p>スケジュールにつきましては、7月上旬には広報えべつ、ホームページなどにより導入施設を公表し、下旬から募集要項の配布と説明会を行い、7月下旬に申込み受付を開始し、9月上旬に申込みの締切りを予定してございます。</p> <p>9月下旬から10月中旬にかけて、指定管理者選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーションを経た後、指定管理者となる事業者の選定を行い、12月議会にて指定の議決をいただく予定であります。</p> <p>その後、協定書を締結するなど諸手続をし、平成26年4月から指定管理者による施設管理が開始されることとなります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、平成25年議案第25号指定管理施設の更新についてを承認することに異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>続いて、3の協議事項に入ります。</p> <p>第5期江別市スポーツ推進計画の策定にかかる諮問(案)についての説明を求めます。渡辺生涯学習課主幹お願いします。</p>
渡辺生涯学習課主幹	<p>協議事項(1)第5期江別市スポーツ推進計画の策定にかかる諮問(案)について、ご説明いたします。</p> <p>江別市のスポーツの振興においては、生涯スポーツ推進の観点におきまして、昭和60年から4期にわたり、江別市スポーツ振興計画を策定して、市民スポーツ活動の充実を図ってきたところです。</p> <p>国におきましては、平成23年にスポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が制定されました。その第9条に基づきまして、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国におきましてはスポーツ基本計画が策定されたほか、地方公共団体にあつては、その地方の実情に即したスポーツ推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。こうした動きの中で、スポーツ行政は改めてその在り方が問われておりまして、本市においても、時代の変化に対応したスポーツ推進の展望と目標を提示する必要があります。そのことから、江別市の新しい総合計画の策定に合わせ、第4期江別市スポーツ振興計画を1年前倒しし、第5期江別市スポーツ推進計画と名称を変更し、策定したいと考えております。</p> <p>また、昨今の社会情勢、経済状況の変化が著しいことから、計画期間を平成26年度から30年度までの5年間とするものです。</p> <p>計画の策定に当たり、江別市スポーツ推進審議会において、ご審議・ご意見をいただき、平成25年12月に答申をいただく予定となっております。以上、よろしくご協議くださいますようお願いいたします。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました第5期江別市スポーツ推進計画の策定にかかる諮問(案)について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、本件に対する委員からの意見はないということによろしいですね。</p> <p>(一同了承)</p> <p>続いて、4のその他に入ります。</p> <p>次回定例教育委員会予定案件及び日程について、萬総務課長説明願います。</p>
萬総務課長	<p>次回の教育委員会の案件でございますが、審議事項として、第5期江別市スポーツ推進計画の諮問についてなどを予定しております。</p> <p>また、次回、定例教育委員会の日程でございますが、7月24日水曜日、14時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありましたように、次回の案件、そして日程については7月24日水曜日、午後2時30分からということによろしいでしょうか。</p>

長谷川委員長	<p>(一同了承)</p> <p>それでは、次回の定例教育委員会は7月24日水曜日、午後2時30分から予定いたします。</p> <p>以上をもちまして、第6回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>
--------	---

終了 午前11時18分

署名人(委員長) 長谷川 清明

署 名 人 上野 聡志